

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柳井市長 井原 健太郎

市町村名 (市町村コード)	柳井市 (352128)
地域名 (地域内農業集落名)	伊保庄・阿月 (近長,開作,向田,大古庵,福井,郷中・岡河内,原・山近,小野上,小野下前,小野下後,浜,中郷,空,黒島,瀬越,安城寺,楠,神出,小木尾,大木尾,上浜,高須,田布路木,池の浦,相の浦上,相の浦中,相の浦下,宇積,国清,竹の浦,松浦,西,和田,合中上,合中下,東,青木,吉毛,畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (計2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田の一部で基盤整備が進んだものの、整備後であっても急峻かつ不整形な水田が少なくない。他の多くの農地は未整備であることもあり、土地利用型農業で経営が成り立つ土地条件のエリアは狭い。地区内には認定農業者である農業法人が1つあり、繁殖牛と水稻栽培を組み合わせた耕畜連携による農業経営が行われている。かつて栽培が盛んだった柑橘類は、高齢化等による離農のため、多くの樹園地が放置され荒廃が進んでいる。今後、地域農業を守っていくためには、新規就農者の確保や交流人口の拡大が必須である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田については、水稻を主たる作物とし、担い手である農業法人を中心として耕畜連携による生産形態を継続する。
・畑については柑橘類を主要作物とし、既存の園主がリタイアするタイミングに合わせ、新規就農を希望する者へ園地と施設等一式を居抜きで継承できるよう関係機関と情報を共有するとともに、温暖な気候を活かした施設園芸(イチゴ、花き類)等の新規就農者確保も目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	242 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	128 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	114 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ほ場整備実施済み区域では、水利条件のよい場所を中心に、担い手である農業法人へ農地を集積し経営耕地の団地化を図る。
貸し借りが成立する見込みのある場合には、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営ほ場整備事業の換地が完了すれば、今後、事業予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中山間直支や多面的機能交付金制度の取り組みの中で、非農家や地区外に居住している経営者親族棟と協力し農地保全活動を実施するとともに、域外からの草刈作業者確保など交流人口や関係人口の拡大を目指す。また、地区外からの新規就農者確保のため、就農候補地となる農地情報について、平素から関係機関と情報共有を図っておく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布作業についてはドローン防除を積極的に利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--